

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市末広町二丁目一番地一、最後の住所愛媛県新居浜市西の土居町二丁目八番一、二番あゆみ苑 被相続人 亡 永野 精信 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

愛媛県松山市越智一丁目四番一〇一三三

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県高知市高須西町二三四五番地二五、最後の住所高知市高須西町四番九号 被相続人 亡 古谷 聰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

事務所高知市河ノ瀬町一八〇番地一マネジメントオフィス三〇三

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県福岡市内殿六三二番地、最後の住所福岡県福岡市内殿六三二番地 被相続人 亡 中村 光孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二一三〇五号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市北区清水本町一二番、最後の住所熊本本市北区清水本町一二番二六号 被相続人 亡 末吉キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

熊本市中央区新町二丁目二番二八号福元法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県肝属郡錦江町神川八八八番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北二一〇五番地 白鳩会

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

事務所鹿児島県曾於市大隅町岩川五六六九番地一 オリーブ司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県鹿屋市吾平町麓二五〇番地、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町後田五三七五番地 花神荘 被相続人 亡 吉原 節雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

鹿児島県鹿屋市旭原町三五九四番地一四

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県鹿屋市申良町細山田一六四七番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北二一〇五番地 白鳩会

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

鹿児島県鹿屋市旭原町三五九四番地一四

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県鹿屋市申良町細山田一六四七番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北二一〇五番地 白鳩会

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月八日

鹿児島県鹿屋市旭原町三五九四番地一四

令和八年六月八日
鹿児島県鹿屋市旭原町三五九四番地一四 司法書士いちざき事務所
相続財産清算人 司法書士 壺崎 健一

所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 岐阜県美濃市大字須原字金土六三

七番三

二 供託所 岐阜県美濃市大字須原字大須賀六

二番一、同六二三番二

三 供託金 令和八年度金第七六号

四 供託金額 金三、一〇〇、〇〇〇円

五 裁判所 岐阜地方裁判所

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年（手）第一号

令和八年六月八日

岐阜県岐阜市北野町四九番地一

所有者不明土地管理人 蒲 夕也

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 巻野 昭子

住所 不明

二 生年月日 昭和二年八月十三日

三 供託所 京都地方法務局

四 供託番号 令和八年度金第六九九号

五 供託金額 二、二〇〇、〇二八円

六 裁判所 京都家庭裁判所

七 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

八 事件番号 令和七年（家）第一五〇五号

令和八年六月八日

京都府京都市中京区西ノ京職司町二六一一

五 新近江ビル四階 桜月法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 野々垣吉曜

無縁墳墓等改葬公告
墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

令和八年六月八日

京都府京都市中京区西ノ京職司町二六一一

五 新近江ビル四階 桜月法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 野々垣吉曜

無縁墳墓等改葬公告
墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

令和八年六月八日

京都府京都市中京区西ノ京職司町二六一一

五 新近江ビル四階 桜月法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 野々垣吉曜

無縁墳墓等改葬公告
墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

令和八年六月八日

京都府京都市中京区西ノ京職司町二六一一

第40期決算公告

2026年6月1日

長野県諏訪市大和三丁目3番5号

秋田エブソン株式会社

代表取締役社長 平田 潤

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在) (単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,761,091	流動負債	18,885,867
固定資産	8,876,921	固定負債	694,322
		負債合計	18,191,545
		純資産	7,397
		資本	6,744,747
		剰余金	80,000
		利益剰余金	10,000
		利益準備金	6,654,747
		その他利益剰余金	12,904
		その他利益剰余金	6,641,843
		その他利益剰余金	(469,900)
資産合計	25,638,012	負債・純資産合計	25,638,012

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和八年六月八日

一、墳墓等所在地 東京都武蔵野市関前五丁目二番三三三三

一、墳墓等の名称 妙宗大靈廟

一、死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 野村

好雄、野村薫、最上ツル、最上輝忠、萩原友雄、

谷村喜久治、村井弥八、北政雄、津田正道、里

見岸雄、里見田鶴子、住田カオル、原新、吉村

勇、原とみ、溝口秀一、鍋谷松太郎、山田藤次

郎、繁田龍作、原操、戸田宗作、伊藤松蔵、原

たみ、保国スエ、砂山益子、谷村清一、鍋谷シ

ナ、吉村幸子

一、改葬を行おうとする者 東京都武蔵野市関前五

丁目二番三三三三 宗教法人立正教団 理事

長 河本學嗣郎